

「糖尿病地域連携の登録医療機関」（仮称）に係る取組の進め方（案）

1 実施方法について

地域での糖尿病医療連携の推進に資するため、業務の一部を圏域別検討会事務局へ委託して実施する。

<委託内容>

- (1) 医療従事者向け研修会や連携に係るツールの普及等を計画し、実施する。
(従来どおり)
- (2) 圏域内の医療機関へ、糖尿病医療連携への参画を働きかける
- (3) 本取組に関して、圏域内の医療機関等へ周知し、各医療機関からの登録に係る届出を受け付け、都へ報告。登録医療機関へポスターを送付

2 業務委託契約について

「糖尿病医療連携推進事業に係る業務委託」（毎年度、圏域別検討会事務局へ委託しているもの）の一部として、年度当初に契約を締結する。

3 平成 24 年度のスケジュール

◎各圏域別検討会事務局と業務委託契約締結完了

- 6月～8月：・糖尿病医療連携協議会開催（6/29）
・（都）実施要綱制定、周知用のリーフレット（案）作成等
・専門部会開催
- 9月以降：・（都→圏域）実施要綱、周知用リーフレット等送付
・（圏域）本取組を圏域内の医療機関等へ周知
圏域別検討会、研修会等を実施
取組が可能な圏域は、各医療機関からの登録に係る届出を受け付ける。